

特定財源事業の財源配分の考え方について

用途の限定されていない一般財源に対して、用途が特定されている特定財源があり、区シティ・マネージャーへの財源配分は一般財源である税等ベースで行うことから、特定財源との関係を整理する必要があり、以下のとおり考え方を整理した。

特定財源の名称	特定財源の内容・性質	財源配分（充て込み）の考え方と留意点	
使用料	地方自治法に基づき、当該事業に関し、行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収できるもの	歳入見込み額の設定については、当該事業局の説明を受けた上で区ごとに区CMが設定し、当該事業へ充当	高い歳入見込み額を設定すれば、その分充当する一般財源である税等額が減少し、他事業にその枠を回すことができる。ただし、歳入見込み額を確保できなければ、税等を当該事業の財源へ補てんするか、当該事業における未収額相当の支出を制限する必要がある
手数料	地方自治法に基づき、当該事業に関し、特定の者のためにする事務につき徴収できるもの		
財産収入	当該事業に係る財産の運用による財源		
財産売却代	当該事業に係る財産の売却による財源		
国庫支出金	特定の事務事業に対して国から交付される給付金	国や大阪府の当該事業に係る交付のルールを踏まえて充当	交付額の上限があるため、局において全体調整が必要 国・府への申請等の窓口は事業所管局
府支出金	特定の事務事業に対して大阪府から交付される給付金		
諸収入	その他、当該事業に係る収入（例：保育所保育料）	各収入の性質に応じて、公平な充当	
起債	地方債の起債により調達する財源	起債が認められた事業への財源であり国のルールにより充当	市全体の起債発行を予定額の範囲で局において調整
基金	基金及び運用益による財源	基金の目的に合致する特定の事業に対して基金を充当	どの事業にどの程度の財源を充てるのかは基金管理所属が決定するため、基金管理所属と調整

※他の特定財源としては、寄付金、繰入金などがある。